

やまがた食の安全・安心アクションプランの令和2年度の実施状況

基本方針Ⅰ 県産農林水産物の信頼性の確保 ～安全・安心な農林水産物の生産流通体制の強化に向けて～

(1) 安全で安心な農産物の提供

No.	項目	R2実施状況	R2の評価 (目標の達成状況)	目標値等			今後の課題等(R3)の取組み等)	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
1	安全安心農産物生産推進事業 (やまがた農産物安全・安心取組認証制度)	<p>《やまがた農産物安全・安心取組認証制度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心ブランドやまがた産地協議会ホームページに、認証団体・出荷前残留農薬分析の実施状況等の情報を掲載した。 農産物の集出荷団体16団体(市場、生産者組織等)と今後の安全・安心の取組内容の向上について意見交換を実施した。 <p>《山形県版GAP第三者認証制度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 山形県版GAPにやまがた農産物安全・安心取組認証団体全てにおいて取組んだ(35団体43品目)。 国際水準GAPの認証審査ポイント等を習得するために、普及指導員を対象に、生産現場(認証予定団体)において「JGAP模擬審査」を開催した。 	<p>《やまがた農産物安全・安心取組認証制度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証団体数は前年同様の35団体となった。 取組品目は前年に比べ1品目増加し、果樹12品目、野菜31品目の計43品目となった。 認証を受けた延べ農家数は23,850戸(35戸(0.1%)減少)と前年並であった。 <p>《山形県版GAP第三者認証制度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証状況は、30件217農場であった。 	販売農家に占める山形県版GAPに取組む農家割合	50% (2020年度まで)	32%	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心な県産農産物の評価向上を図るため、「安全・安心取組認証制度」の取組みを推進する。 GAP指導員のJGAP模擬審査や生産者を対象に認証取得ガイダンスの開催などによりGAP認証取得を強力に推進する。 山形県版GAP第三者認証の取得・維持に向けた取組みを支援する。 	農業技術環境課	P7
2	農薬対策事業 (病害虫防除基準の作成、農薬危害防止運動の実施)	<p>《病害虫防除基準の作成》</p> <ul style="list-style-type: none"> 山形県農作物病害虫防除基準について、生産現場で問題となっている病害虫の発生状況に対応できるよう防除対策等の内容を改正した。 防除基準の発刊に当たっては、誤記載を防止するため関係機関が連携し、記載内容の三重点検を実施した。 <p>《農薬危害防止運動の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> 農薬の使用が多くなる時期に、県、市町村、農業者団体等が連携して「山形県農薬危害防止運動」を実施した。(6月1日～8月31日) 内容は、関係機関に対する取組みの周知と危害防止対策の徹底を通知するとともに、やまがたアグリネットに啓発チラシを掲載するなど、生産者を対象とした広報活動を実施した。 山形県適正農薬販売協会(県内の農薬卸売り及び小売店で構成する組織)では、農薬危害防止運動期間中に不要農薬等の一斉回収を実施した。 	<p>《病害虫防除基準の作成》</p> <ul style="list-style-type: none"> ももせん孔細菌病の防除対策についての内容を改正した。 <p>《農薬危害防止運動の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携し、不用農薬等の一斉回収を実施(1回、農薬回収量6,057kg)した。 	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 農薬適正使用の徹底について指導を継続する。 山形県農作物病害虫防除基準等の作成により農薬適正使用を推進する。 農薬危害防止運動等の啓発活動を継続実施する。 引き続き住宅地周辺における危害防止対策の周知・徹底を図っていく。 	農業技術環境課	P9
3	安全安心農産物生産推進事業(農薬適正使用推進員の認定、スキルアップ研修の実施)	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年2月に農薬適正使用推進員認定研修を県内4箇所で開催した。 農薬適正使用推進員は新たに41名を認定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の農薬適正使用推進員は、1,977名となっている。 	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 本制度を継続し、農薬の適正使用による安全・安心ブランドの評価獲得につなげる。 各農業技術普及課において各種栽培講習会を実施するとともに、農協、山形県適正農薬販売協会、関係機関と連携して農薬適正使用の推進を図る。 	農業技術環境課	P9
4	農薬対策事業(指導取締)	<ul style="list-style-type: none"> 県内の農薬販売店は880店舗(令和3年4月1日現在)。 令和2年度は328店舗に立入検査を行った。 令和3年1月26～28日に農薬管理指導士研修会を実施した。新規認定者5名を含む91名を農薬管理指導士として認定し、総数は262名となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬販売店への立入検査は計画どおり実施したが、農薬販売を廃止した立入対象店舗があったことから立入実績は目標値99%となった。 農薬管理指導士は前年度より5名減少し、目標値97%となった。 	立入件数	330件	328件	<ul style="list-style-type: none"> 農薬の適正な流通の推進と、農薬の販売及び使用に必要な知識を普及・啓発するために、農薬販売店への立入検査及び農薬管理指導士研修会の実施を継続する。 農薬管理指導士に関しては、関係団体への働きかけにより新規認定者の増加を目指す。 	食品安全衛生課	P9
農薬管理指導士数	270名	262名							
5	農産物等放射性物質検査	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の検査点数は270点であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準値を超過した品目はない。 	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 検査開始からこれまでの結果について放射線モニタリング検討会で検討した結果、自生山菜類及び野生きのこ類以外の分析については令和3年度から行っていない。 	農業技術環境課	P11

※ APページは、食の安全安心アクションプラン(第5期 2018～2020年度)の掲載ページ。

(2)安全で安心な畜産物の提供

No.	項目	R2実施状況	R2の評価 (目標の達成状況)	目標値等			今後の課題等(R3)の取組み等)	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
6	監視伝染病の検査	監視伝染病の発生を予防するための検査を県内全市町村で実施した。 また、監視伝染病の発生の状況等を把握するため、ヨーネ病の検査については県内22市町村、監視伝染病の発生を予察するための牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウィルス感染症、イバラキ病、牛流行熱の検査については県内19市町村で実施した。	計画どおり県内全市町村で監視伝染病の検査を実施した。結果、ヨーネ病を摘発し、殺処分等のまん延防止措置の実施により、感染拡大の防止が図られた。	検査市町村数	全市町村	全市町村	県内では、昨年度に養豚場及び野生イノシシから豚熱が確認されているが、1例目以降、養豚場における発生は認められていない。3年度以降も発生予防及び予察に努め、県内の監視伝染病の侵入及びまん延を防止していく必要がある。	畜産振興課	P12
7	高病原性鳥インフルエンザの検査	「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、鳥インフルエンザの侵入監視等のため、県内の養鶏農場において、鶏の検査を実施した(モニタリング検査)。 ①村山地域 43戸 430羽 ②最上地域 30戸 300羽 ③置賜地域 42戸 420羽 ④庄内地域 50戸 500羽 計165戸 1,650羽・・・全例陰性(戸数は延べ戸数)	「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、目標検体数の検査を実施し、県内へのウィルスの侵入がないことを確認した。	検査数(年間延べ174農場×10羽)	1,740検体	1,650検体	令和2年度は国内の家きん飼養農場において52例の高病原性鳥インフルエンザが確認され、令和3年度も予断を許さない状況にある。引き続き鳥インフルエンザの農場侵入防止対策のため100羽以上の養鶏場を中心に定期的なモニタリング検査を実施していく。	畜産振興課	P12
8	死亡牛のBSE検査	生後96か月齢以上及び特定の条件を満たす死亡牛全頭について、BSE検査を実施した。 検査頭数302頭(全頭陰性) 【内訳】①山形県家畜死体保冷保管施設搬入分 295頭 ②家畜保健衛生所搬入分 7頭	「すべての特定症状牛」、「48か月齢以上の歩行困難・起立不能牛」及び「96か月齢以上の一般的な死亡牛」についてBSE検査を実施し、全頭で陰性を確認した。	検査数	全頭	全頭	今後ともサーベイランス検査を継続し、国内の清浄性を確認していく。	畜産振興課	P12
9	衛生管理技術等の普及及び指導	衛生管理技術の普及(衛生状況の改善による疾病発生の低減及び抗菌性物質の適正使用等)を図るため、1,278戸の巡回指導を実施した。	目標を上回る戸数の農家を巡回し、指導を行った。結果、衛生管理状況の改善が図られ、伝染性疾患の発生は減少している。しかし、牛(豚)の呼吸器病、下痢症等生産性が低下する慢性疾患も散見された。	指導農家数	400戸	1,278戸	継続的に衛生管理技術の指導を実施し、家畜の疾病の発生低減を図る必要がある。健康な家畜の飼養管理技術により、結果、抗菌性物質の使用量を低減し、消費者に安全・安心な県産畜産物を供給する。	畜産振興課	P12
10	畜産農家巡回指導	飼料添加剤や動物用医薬品等の適正使用を指導するため、乳用牛(53戸)、肉用牛(95戸)、養豚(20戸)及び養鶏(12戸)の計180戸の巡回指導を実施した。	目標と同数の農家を巡回し、指導を行った。継続的な指導により、飼料添加物や動物用医薬品等の使用は適正に行われており、問題は確認されなかった。	指導農家数	180戸	180戸	飼料添加剤や動物用医薬品等の使用については、常に見直しが行われることから、適正使用について、今後も指導を継続していく必要がある。	畜産振興課	P12
11	動物用医薬品販売業巡回指導	動物用医薬品販売業者(54店舗)に対して、動物用医薬品の適正な流通・販売についての監視・指導を実施した。 また、動物用医薬品の適切な保管・使用に関する監視・指導として飼育動物診療施設に立ち入りし指導を実施した。	目標を上回る店舗に立入りし、指導を行うとともに、動物用医薬品の流通・販売が適正に行われていることを確認した。継続的な指導により、動物用医薬品の保管や取扱い等に関する理解が深まっている。	指導店舗数	50か所	54か所	動物用医薬品の適正な流通・販売を確保するため、動物用医薬品販売業者(店舗)への継続的な監視・指導が必要である。	畜産振興課	P12

(3)安全で安心な水産物の提供

No.	項目	R2実施状況	R2の評価 (目標の達成状況)	目標値等			今後の課題等(R3)の取組み等)	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
12	県産貝類安全対策事業	イワガキについては、5月から7月まで、海域の清浄性検査(大腸菌群、0-157)、ノロウィルス検査、成分規格検査(大腸菌、一般細菌)を実施した。 イガイについては、6月から8月に下痢性及び麻痺性貝毒の検査を実施した。	イワガキについては6月20日までに全ての海域で解禁した。また、漁期中検査1回目(6月29日)において、海水の大腸菌群最確数(念珠関)が基準値を超えたため、再検査で合格した7月7日まで自主規制とした。漁期中検査2回目(7月17日)においては海水の大腸菌群最確数(吹浦、酒田、念珠関)、およびノロウィルス(由良)で基準値を超えたため自主規制とし、各地区について再検査を行い順次解禁した。すべての海域で解禁となったのは8月4日だった。イガイについては6月に出荷前検査を実施したところ、陰性となり解禁した。7、8月の出荷後検査も陰性であった。	清浄性検査回数	3回	4回	現在の検査体制を継続する。	水産振興課	P14
岩ガキの成分規格検査回数	3回	4回							
岩ガキのノロウィルス検査回数	4回	4回							
貝毒検査回数	3回	3回							
13	魚病発生の未然防止	魚病の発生を未然に防ぐため、巡回指導による養殖環境の改善指導を行った。	定期的な巡回指導を行い、養殖環境の改善、魚病発生の未然防止に寄与した。現場の必要に応じて指導を重点化して行ったため、数値としては、36経営体であり、必要とされる業者等への巡回はカバーできたため、防止の取組みとしては目標達成と考えている。	巡回指導件数	36経営体	36経営体	現在の指導体制を継続する。	水産振興課	P15
14	水産用医薬品の適正使用指導	養殖業者等を対象とした巡回指導や説明会などにより、水産用医薬品の適正使用について普及啓発を実施した。	水産用医薬品が適正に使用されており、巡回指導の効果があつた。対象経営体数は現在全106経営体であり、全経営体で実施している。	適正使用指導件数	全128経営体	全106経営体	現在の指導体制を継続する。	水産振興課	P15

15	養殖生産の実態把握	魚病被害状況・水産用医薬品の使用状況に関するアンケート調査を行った。	魚病被害状況・水産用医薬品の使用状況に関するアンケート調査を行い、魚病被害状況と水産用医薬品の使用状況を把握した。対象経営体数は現在全106経営体であり、全経営体で実施している。	使用状況把握数	全128経営体	全106経営体	現在の実態把握を継続する。	水産振興課	P15
----	-----------	------------------------------------	---	---------	---------	---------	---------------	-------	-----

(4)環境に優しい農業の推進

No.	項目	R2実施状況	R2の評価 (目標の達成状況)	目標値等			今後の課題等(R3)の取組み等)	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
16	環境保全型農業推進事業 (全県エコエリア構想)	<ul style="list-style-type: none"> ・エコエリアやまがた推進コンクール及び・消費者と生産者の交流を目的とした「エコエリア農楽隊」を開催した。 ・エコファーマー認定や有機農産物認証の制度説明会を開催した。※特別栽培農産物の認証制度は新型コロナウイルス感染防止のため中止。 ・エコエリアモデル地区を県内4地域に各1か所設置し、食育イベント等を実施した。 ・有機農業オープンフィールドを農業技術普及課単位の8か所設置し、これを活用した技術講習会等を開催した。 ・環境保全型農業直接支払交付金等を活用し、環境保全型農業の取組みを推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクールの実施や消費者交流イベントの開催等により消費者の環境保全型農業に対する理解醸成が図られた。 ・特別栽培農産物の認証は、延べ農家数9,881戸、面積14,729haとなった。 ・環境保全型農業に関する技術の開発、各種講習会等の開催や環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境保全型農業の全県的な取組を図った。(取組面積6,413ha、令和2年度)。 	環境保全型農業 直接支払交付金 取組面積	11,000ha (2020年度 まで)	6,413ha (令和2年 度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「全県エコエリアやまがた農業推進プラン」に基づき、全県エコエリア構想の一層の推進を図る。 ・環境保全型農業直接支払交付金の制度の周知と取組拡大を推進する。 ・地域エコエリアモデル地区や有機農業オープンフィールドを活用し、環境保全型農業の取組みが少ない地域における取組拡大を図る。 ・各種イベントやホームページを活用した消費者等への情報発信を強化する。 ・環境保全型農業の取組効果の「みえる化」により、取組面積の拡大や消費者の理解醸成を図り、エコ農産物のブランド化につなげる。 	農業技術環境課	P16
17	環境保全型農業推進事業(エコファーマー等の育成)	<ul style="list-style-type: none"> ・各農業技術普及課において、エコファーマーの認定説明会を開催し、認証取得を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度末現在、エコファーマーは累計で14,340人(前年度末14,290人)が認定されている。 	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマーの新規認定と既認定農家の再認定を推進する。 ・エコファーマー対象品目や導入技術の拡大により、認定数の拡大を推進する。 	農業技術環境課	P16
18	良質堆肥の生産・利用への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の利用促進を図るため、県単独事業の活用により、3戸の畜産農家の堆肥処理施設の整備に対して支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良質堆肥の生産及び地域の耕種農家への供給が図られ、資源循環による飼料用米等の生産利用の取組みが推進された。 	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥散布に向ける労働力が不足していることから、既存散布組織の活動拡大や耕種農家と畜産農家が連携した地域ぐるみの共同散布体制の確保・育成を推進する。 	畜産振興課	P16
19	園芸作物ブランド産地の育成	<ul style="list-style-type: none"> (1)最上地域では、夏季の冷涼な気候を活かしてアスパラガスの産地化に取り組んでいる。最大の産地である最上町を中心に、アスパラガス栽培耕種農家、畜産農家、JA、行政の連携により堆肥を利用した資源循環型農業を推進している。 (2)金山町内の大規模養豚施設から供給される堆肥を有効活用したにらの栽培を行っている。飼料用米においても、堆肥を活用して化学肥料の低減を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 最上地域は栽培面積78.5ha、販売額は約5.9億円のアスパラガスの産地となっている。地域最大の産地である最上町の栽培面積は、10年前(平成22年度)の40haから53haに増加している。最上町における令和2年度の堆肥の流通量は、新規作付け圃場向けに180t、全体では3,500tに達し、環境に配慮したアスパラガス産地の育成が図られている。また、最上町の堆肥は、町外でもアスパラガス圃場の基肥等として活用されている。(令和2年度実績:舟形町88t、鮭川村2.5t) (2) 金山町の主力品目であるにら栽培については、養豚施設で生産されている堆肥が利用されている。最上地域のにらの栽培面積は170.7ha、生産量は1,948t、販売額は12.2億円となっている。 	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> (1)最上地域のアスパラガスは市場評価が高く、生産拡大が求められている。近年は、主産地の最上町を中心に、その周辺市町村でも新規栽培者が増加し、栽培面積も拡大していることから、アスパラガスの産地拡大を推進していく。 (2)最上地域における園芸品目の振興にあわせ、地域全体で堆肥を利用した資源循環型農業を推進していく。 	最上総合支庁農業振興課	P16
20	資源循環置賜モデルの創出	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度からは県事業は廃止し、モデル研究会は、事務局を会員企業に移管することとなった。 		—	—	—		置賜総合支庁地域産業経済課	P16
21	環境保全型農業推進事業 有機農業推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農産物認証制度説明会の開催と有機JAS認証取得を支援した。 ・有機農業オープンフィールドの設置と技術講習会等を開催した。 ※再掲 ・有機農業フォーラムや技術研究会、「やまがたオーガニックマルシェ」を開催した。また、やまがたオーガニックフェスタの代替として、山形芸術工科大学の芸術展において、消費者交流活動を実施。 ・市町村における推進体制整備への取組を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月末現在、JAS法に基づく生産工程管理者は41件、農家戸数は117戸である。 ・令和3年3月末現在、特別栽培農産物認証延べ農家数は9,881人(前年度末10,364人)、認証面積は14,729ha(同14,837ha)である。 ・有機農業フォーラムでは、会場及びオンラインで60名が参加し、消費者の有機農業に対する理解醸成が図られた。 	環境保全型農業 直接支払交付金 取組面積	11,000ha (2020年度 まで)	6,413ha (令和2年 度)	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜等の有機栽培技術の開発。 ・有機農産物の安定生産技術の開発と普及拡大 ・熟練有機農業者(やまがた有機農業の匠)と連携した新たな担い手の育成。 ・有機、特別栽培農産物認証制度を活用し産地の育成を図る。 	農業技術環境課	P18

基本方針Ⅱ 流通する食品の安全・安心の確保 ～安全・安心な食品の提供に向けて～

(1)流通する食品(輸入食品を含む)の監視・指導と検査の充実

No.	項目	R2実施状況	R2の評価 (目標の達成状況)	目標値等			今後の課題等(R3)の取組み等)	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
22	食品等事業者に対する監視指導	食品製造・加工から食品流通・販売にいたる各段階において食品等事業者に対し監視・指導を実施した。	2,484件の監視指導計画に対し、3,418件の監視指導を実施した。	監視指導計画に基づく監視実施率	100%	138%	監視指導計画に基づき実施していく。	食品安全衛生課	P21
23	各強化月間における監視指導	各強化期間に重点的に監視指導を実施 ・夏期食品等監視強化月間(7月) 調査監視施設 延べ1,071施設 ・食肉衛生月間(9月) 調査監視施設 延べ 116施設 ・食品適正表示推進月間(11月) 調査監視施設 延べ 227施設 ・年末食品等監視強化月間(12月) 調査監視施設 延べ 458施設	保健所等関係機関全てで取組みを実施した。	保健所等関係機関の取組み実施率	100%	100%	継続して、各強化月間における重点的な監視指導等を行うとともに、マスコミ等を活用した注意喚起を行っていく。	食品安全衛生課	P21
24	食品製造業者に対する輸入原材料の受入体制の監視指導	・輸入原材料に起因する食品危害防止を目的とし、食品製造業者における輸入原材料の受入体制の監視強化 ・輸入原材料受け入れチェックシートの作成 ・食品製造業者へのチェックシートの配布及び活用を指導	保健所等関係機関全てで取組みを実施した。	保健所等関係機関の取組み実施率	100%	100%	輸入原材料を使用する食品製造施設に対して受入検査に係る指導を強化する。	食品安全衛生課	P21
25	と畜場及び付設食肉処理施設に対する監視指導	全と畜場及び付設食肉処理施設に対して監視指導を実施した。	監視予定数12に対し、39回監視を実施した。	と畜場及び付設食肉処理施設に対する監視率	100%	325%	HACCPによる適正な衛生管理が行われているか検証していく。	食品安全衛生課	P21
26	認定小規模食鳥処理場に対する監視指導	全認定小規模食鳥処理場に対して、監視指導を実施した。	監視対象13施設に対し、延べ19施設の監視指導を行った。	認定小規模食鳥処理場に対する監視率	100%	100%	取組目標に基づき、監視を実施していく。	食品安全衛生課	P21
27	健康食品の販売施設に対する監視指導	健康食品の虚偽・誇大表示について薬局等ドラッグストア等の監視を行った。	新型コロナ感染防止対策を講じながら、可能な範囲で監視を行った。	施設等への年間監視件数	250件	190件	取組目標に基づき、監視を実施していく。	食品安全衛生課	P21
28	残留農薬検査(輸入食品を含む)	生産段階で使用される農薬について、県内に流通する主要農産物や輸入食品の残留を確認した(検査結果は県のHPIに掲載)。 ・検査検体数:ほうれんそう、ブロッコリー、メロン、アスパラガス、日本なし、はくさい、かぶ、冷凍加工野菜(8種、72検体)	新型コロナ感染防止対策を優先し、可能な範囲で検査を実施した。実施した検査の結果、基準値を超えたものはなかった。	監視指導計画に基づく検査の実施率	100% (80検体)	90% (72検体)	・検査の結果、食品衛生法に違反する食品の流通が確認された場合、違反食品の流通防止に努めるとともに、再発防止を指導する。 ・県内に流通する食品等において、食品衛生上の健康被害の発生及び被害拡大を防止するため、探知した場合は速やかに公表する。 ・検査実施機関の検査の信頼性を確保するため、妥当性評価の実施、内部点検、外部精度管理、必要な検査機器の整備、関係職員に対する技術研修の実施等に努める。	食品安全衛生課	P22
29	残留有害物質モニタリング検査	畜水産物への動物用医薬品、飼料添加物等の有害物質の残留を検査した。 ・検査項目:抗生物質、合成抗菌性物質など20成分 ・検査検体数:168検体・延べ検査項目数 789 ・検体名:牛肉(筋肉)、豚肉(筋肉)、食鳥肉、乳、はちみつ、養殖魚(にじます、鯉、あゆ、ウグイ)(検査結果は県のHPIに掲載)	新型コロナ感染防止対策を優先し、可能な範囲で検査を実施した。実施した検査の結果、基準値を超えたものはなかった。	監視指導計画に基づく検査の実施率	100% (179検体)	94% (168検体)	・検査実施機関の検査の信頼性を確保するため、妥当性評価の実施、内部点検、外部精度管理、必要な検査機器の整備、関係職員に対する技術研修の実施等に努める。	食品安全衛生課	P22
30	食品成分規格等検査	食品衛生法で定められた食品の成分規格や食品添加物の使用基準等について検査を行った。	新型コロナ感染防止対策を優先し、可能な範囲で検査を実施した。	監視指導計画に基づく検査の実施率	100% (496検体)	89% (441検体)	・検査実施機関の検査の信頼性を確保するため、確実に実施していく。	食品安全衛生課	P22
31	食中毒菌汚染実態調査	国全体で実施していたが、令和2年度は厚生労働省からの事業委託がなく、実施しなかった。	—	国が指定した検査数の実施率	—	—	厚生労働省から委託され次第実施する。	食品安全衛生課	P23
32	アレルギー物質検査	過去5年で検出例がなく、事業者によるリスク管理が機能していると判断できることから、検査は実施せず、立入検査時に指導・啓発を行うこととした。	—	監視指導計画に基づく検査の実施率	—	—	—	食品安全衛生課	P23
33	食品検査信頼性確保事業	食品衛生検査施設の信頼性を確保するため、精度管理の実施、内部点検業務の強化、機器保守点検の実施など業務管理を実施した。 各保健所、衛生研究所、庄内食肉衛生研究所の6施設について実施した。	対象とする6施設において適正な業務管理を確認した。	全7施設における精度管理の実施率	100%	100%	検査実施機関の検査の信頼性を確保するため、確実に実施していく。	食品安全衛生課	P23
34	と畜検査	県内のと畜場に搬入された家畜について、と畜検査員(獣医師)が疾病等の有無について検査を実施した。検査頭数:牛3,513頭、子牛5頭、馬259頭、豚295,064頭、めん羊・山羊79頭 合計298,920頭	全頭検査を実施した。	全頭検査	全頭	全頭	引き続き、検査を実施していく。	食品安全衛生課	P23
35	枝肉の汚染度調査	と畜場の衛生管理の検証として、枝肉の一般細菌数及び腸内細菌群数の調査を行った。	牛42頭、豚50頭の切り取り検査を実施した。	食肉衛生月間計画に基づく調査率	100%	100%	計画に基づき検査していく。	食品安全衛生課	P23
36	放射性物質検査	県内に流通する農畜産物と加工食品及び県内主要水道水中の放射性物質検査を実施した(検査結果は県のHPIに掲載)。 検査件数:流通食品34件・水道水88件(22箇所を3箇月に1回実施)	新型コロナ感染防止対策を優先し、可能な範囲で検査を実施した。いずれも、基準値を超える放射性物質は検出されなかった。	年間計画に基づく検査の実施率	100%	97%	流通食品については、年間計画に基づき検査していく。 水道水については、年間計画に基づき水道事業者が検査していく。	食品安全衛生課	P23

(2)食中毒予防対策の強化

No.	項目	R2実施状況	R2の評価 (目標の達成状況)	目標値等			今後の課題等(R3)の取組み等)	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
37	大量調理施設に対する監視指導	監視指導計画に基づき、大量に調理を行うため、大規模な食中毒につながりやすい施設に対する監視指導を行い、衛生管理の徹底を図った。	大量調理施設全て(112施設)に監視を行った。	監視施設数	全施設	全施設(112施設)	引き続き食中毒を防止するための衛生管理に係る指導を行うとともに、大量調理施設については、特にノロウイルス食中毒を予防するための衛生知識の普及・啓発に努める。	食品安全衛生課	P26
38	各強化月間における監視指導【再掲】	基本方針Ⅱの(1)No.23参照		関係機関の取組み実施率	100%	100%		食品安全衛生課	P26
39	きのこ食中毒予防月間(9月)における啓発	・テレビ、新聞、ラジオ、県のホームページ、食の安全ほっとインフォメーション、講習会等様々な機会をとらえた啓発活動を実施した。 ・販売施設等への監視指導及び直売所等での啓発チラシを配布した。	4保健所全てで取組みを実施し、取組目標は達成した。	関係機関の取組み実施率	100%	100%	毎年きのこ食中毒が発生していることから、今後も、販売店に対する監視の強化等、注意喚起を継続して行っていく。	食品安全衛生課	P26

(3)HACCP手法による衛生管理の導入支援と定着

No.	項目	R2実施状況	R2の評価 (目標の達成状況)	目標値等			今後の課題等(R3)の取組み等)	担当課	AP ページ																				
				取組目標	目標値	実績値																							
40	HACCP制度の普及啓発	県ホームページに掲載するとともに、関係機関と連携しながら、各保健所、各食肉衛生検査所において、食品等事業者への講習会の中でHACCP制度の周知を図った。	保健所、食肉衛生検査所全ての機関で取組みを実施した。	関係機関の取組み実施率	100%	100%	HACCPに沿った衛生管理の定着を図るため、事業者の規模や形態に応じた指導と運用後の検証の実施を行っている。	食品安全衛生課	P27																				
41	HACCP手法導入時の指導助言	新規・更新に該当する営業許可施設への立入時のほか、HACCPによる衛生管理について照会・相談があった事業者に対し、具体的な実施方法等の指導助言を行った。	保健所、食肉衛生検査所全ての機関で取組みを実施した。	希望施設へのHACCP手法の助言	100%	100%	HACCPによる衛生管理について、事業者の規模や形態に応じた指導・助言を行う。	食品安全衛生課	P28																				
42	食品衛生講習会の開催	食品衛生責任者の資質向上のための講習会や家庭における食中毒の未然防止のための講習会を開催した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5"><令和2年度の状況></th> </tr> <tr> <th></th> <th>食品関係者</th> <th>消費者</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>171</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>4,586</td> <td>111</td> <td>0</td> <td>4,697</td> </tr> </tbody> </table>	<令和2年度の状況>						食品関係者	消費者	その他	計	実施回数	171	9	0	180	参加人数	4,586	111	0	4,697	新型コロナ感染防止対策を優先し、人数制限等を設けながら実施した。	開催数	250回	180回	食品衛生の確保は、事業者の自主的な衛生管理が重要であることから、継続して必要な講習会を開催し、自主的な衛生管理に係る情報の提供を行う。	食品安全衛生課	P28
<令和2年度の状況>																													
	食品関係者	消費者	その他	計																									
実施回数	171	9	0	180																									
参加人数	4,586	111	0	4,697																									

(4)適正な食品表示の確保と徹底

No.	項目	R2実施状況	R2の評価 (目標の達成状況)	目標値等			今後の課題等(R3)の取組み等)	担当課	AP ページ																		
				取組目標	目標値	実績値																					
43	食品表示法、健康増進法及び景品表示法に基づく表示に対する指導や監視	食品表示110番の通報を基に監視指導を実施した(令和2年度 食品表示110番通報件数 17件)。	関係各課において、食品表示に関する通報を基にした調査の実施や、相談受付等を契機とした食品の適正表示の普及啓発を図った。	関係機関の取組み実施率	100%	100%	食品表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源であることから、今後も食品関連事業者等に対して適正な表示を指導していく。	食品安全衛生課	P29																		
44	アレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品に係る監視指導	アレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品を製造、販売する施設、直売所に対し監視指導を実施した。	関係各課において、直売所等の監視を強化し、不適正表示があれば指導を実施した。	関係機関の取組み実施率	100%	100%	食品事業者、産地直売所等に対する指導を徹底し、適正表示の普及を図る。	食品安全衛生課	P30																		
45	食品適正表示推進者制度	公益社団法人山形県食品衛生協会と協力して、食品事業者を対象に、適正な食品表示に精通した従業員(食品適正表示推進者)を養成する講習会を実施した。 【村山地区講習会】 日時:11月10日 場所:山形ビッグウイング 受講者:88人 【庄内地区講習会】 日時:11月9日 場所:庄内町余目第四公民館 受講者:42人	取組目標100人を大きく上回る受講者がおり、目標を達成した。	食品適正表示推進者養成講習会受講者数	100人	130人	令和2年4月1日に食品表示法が完全施行されたが、今後も食品表示基準等の改正に対応した表示の切替えが必要であることから、引き続き食品表示制度の周知及び相談への取組みを強化する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>名称</td><td>たくあん漬</td></tr> <tr><td>原材料名</td><td>だいこん、漬け原材料(食塩、米ぬか、ふすま(小麦を含む)、ぶどう糖果糖液糖)</td></tr> <tr><td>添加物</td><td>酒精、ソルビトール、調味料(アミノ酸等)、酸味料、甘味料(ステビア、甘草)、保存料(ソルビン酸K)、着色料(黄4)</td></tr> <tr><td>原料産地名</td><td>国産(だいこん)</td></tr> <tr><td>内容量</td><td>300g</td></tr> <tr><td>賞味期限</td><td>28.2.1</td></tr> <tr><td>保存方法</td><td>要冷蔵(10℃以下)</td></tr> <tr><td>製造者</td><td>消費 太郎</td></tr> <tr><td></td><td>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号</td></tr> </table>	名称	たくあん漬	原材料名	だいこん、漬け原材料(食塩、米ぬか、ふすま(小麦を含む)、ぶどう糖果糖液糖)	添加物	酒精、ソルビトール、調味料(アミノ酸等)、酸味料、甘味料(ステビア、甘草)、保存料(ソルビン酸K)、着色料(黄4)	原料産地名	国産(だいこん)	内容量	300g	賞味期限	28.2.1	保存方法	要冷蔵(10℃以下)	製造者	消費 太郎		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	食品安全衛生課	P30
名称	たくあん漬																										
原材料名	だいこん、漬け原材料(食塩、米ぬか、ふすま(小麦を含む)、ぶどう糖果糖液糖)																										
添加物	酒精、ソルビトール、調味料(アミノ酸等)、酸味料、甘味料(ステビア、甘草)、保存料(ソルビン酸K)、着色料(黄4)																										
原料産地名	国産(だいこん)																										
内容量	300g																										
賞味期限	28.2.1																										
保存方法	要冷蔵(10℃以下)																										
製造者	消費 太郎																										
	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号																										
46	食品表示法に基づく表示内容に係る周知	・出張セミナー(No.54 4回 146人)の研修会を開催し、普及啓発を図った。 ・監視指導の機会に周知を図った。	関係各課が各種取組みを実施したことにより、普及啓発を図ることができた。	関係機関の取組み実施率	100%	100%		食品安全衛生課	P30																		
47	食品安全モニター制度及び適正表示ボランティア制度	県民の方々を食品安全モニター・適正表示ボランティアとして委嘱・登録し、日々の買物などを通じて食品表示をモニターしていただき、その情報を県に報告していただいた。県は、報告していただいた情報をもとに必要な指導を実施した。	ホームページ等の広報により、モニターを募集し、43人(モニター23人、ボランティア20名)の方に登録していただいたが、目標値は下回った。	食品安全モニター及び適正表示ボランティアの合計数	50人	43人	モニター及びボランティアが訪問した実店舗数は526店で、うち指摘品目数は48品目、違反品目数は15品目あった。食品表示制度の普及のためにも、今後も制度を継続し、多くの方にモニター及びボランティアに登録をしていただく。	食品安全衛生課	P30																		

(5) 食品等事業者における食品衛生法上の危機管理体制の充実

No.	項目	R2実施状況	R2の評価 (目標の達成状況)	目標値等			今後の課題等(R3)の取組み等	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
48	健康被害拡大防止等 体制構築に係る指導 助言	健康被害の発生やそのおそれがある情報を得た場合に、食品等事業者が被害の発生及び拡大防止を図る体制を構築するよう、指導・助言を行った。	保健所、食肉衛生検査所全ての機関で取組みを実施した。	関係機関の取組み 実施率	100%	100%	健康被害の発生及び拡大防止を図るため、食品等事業者に情報を得た場合に速やかに対応できる体制の構築について指導助言を行う。	食品安全 衛生課	P32
49	保健所ホットラインによる通報体制の整備	食品等事業者からの健康被害の発生やそのおそれがある情報を、夜間・休日に関わらず通報を受ける体制を整備し、事業者等関係者へ周知した。	関係機関におけるホットラインを構築し、夜間・休日の通報にも速やかに対応した。	関係機関の取組み 実施率	100%	100%	ホットラインの更新と関係者への周知を行い、健康被害の発生やそのおそれがある情報に対応する。	食品安全 衛生課	P32
50	食品等事業者における記録作成の推進	立入や講習会等機会をとらえて、食品製造・加工から食品流通・販売に至る各段階で必要となる記録について作成の徹底を指導した。	保健所、食肉衛生検査所全ての機関で取組みを実施した。	関係機関の取組み 実施率	100%	100%	必要な記録の作成について、指導を行う。	食品安全 衛生課	P32

基本方針Ⅲ 食の安全と安心に関する情報の提供と信頼関係の構築 ～食の安全・安心への信頼関係の確立に向けて～

(1)消費者・生産者・食品等事業者・行政間の相互理解の促進と施策への県民意見の反映

No.	項目	R2実施状況	R2の評価 (目標の達成状況)	目標値等			今後の課題等(R3)の取組み等)	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
51	山形県食の安全推進会議の開催	7月と11月の2回開催(7月は書面開催)し、以下の項目について協議を行った。 ・やまがた食の安全・安心アクションプラン(第6期)(案)について ・令和3年度山形県食品衛生監視指導計画(案)の概要について	2回開催し、関係者間の意見交換を進めるとともに、県の施策に対し、御意見をいただいた。会議開催状況について、ホームページに掲載した。	開催数	2回	2回	食の安全・安心の確保に関する県の取組みに対する県民意見の反映及び取組みの推進を図るため、今後も継続開催に努める。	食品安全衛生課	P34
52	リスクコミュニケーション(意見交換会)及び食の安全フォーラムの開催	—	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、食の安全推進交流会及び食の安全フォーラムについては開催をとりやめた。	リスクコミュニケーション開催数	2回以上	0回	消費者・生産者・食品等事業者間の更なる信頼関係を構築するため、「食の安全推進交流会」等において、県民に関心の高いテーマを選定し、より多くの県民が参加できるようにする。  R1食の安全推進交流会開催状況(山形市)	食品安全衛生課	P34
53	食育・地産地消の推進	食育県民大会の開催等機運の醸成 地域での食農体験活動等への支援 市町村の学校給食における地産地消の取組支援 「第3次山形県食育・地産地消推進計画」の策定 高校生による県産農産物を使用した商品開発への支援	「やまがた食育県民大会」の開催により、食育・地産地消推進体制強化や県民の理解増進が図られた。 学校給食における県産農林水産物の積極的な活用を支援することにより、子ども達の地域の食と農に対する理解促進につながった。 「第3次山形県食育・地産地消推進計画」(計画期間:R3～6年度)を新たに策定した。 高校生から商品アイデアを募集し、企業等の協力を得て6校のアイデアが商品化につながった。	—	—	—	「第3次山形県食育・地産地消推進計画」に掲げる目標の達成に向け、関係部局や食育実践団体、市町村等と連携し、家庭、学校、地域等における取組みを促進する。 市町村や生産者団体等と連携し、学校給食における食育及び県産農林水産物の利用拡大を促進する。 高校生山形のうまいもの商品開発プロジェクトの実施や、大学生によるレシピ動画の作成を支援することで、特に若い世代の食や農への理解を深める契機とする。	6次産業推進課	P34
54	出張セミナーの開催	県が行っている食品の安全性確保に関する取組み等について、県民に直接説明し意見交換するための出張セミナーを開催した。出張セミナーのテーマ一覧を作成、県のホームページで公開した。随時申込を受け付け、関係各課から職員を派遣し、県内各地で出前講座を実施した。テーマ:「食品提供施設での衛生管理について」等23テーマ	令和2年度中、47回開催した。新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、セミナーの受付を一時休止したこともあり、目標値を下回ったものの、1,235人の参加があった。	開催回数	300回	47回	ホームページでの情報提供が申込みにつながっていることから、引き続きホームページを始めとした情報提供を行う。	食品安全衛生課	P34
55	給食施設における管理栄養士等の配置の促進	《特定給食施設等に対する栄養管理指導》 各給食施設から提出された給食施設栄養管理状況報告書に基づき、各保健所が巡回指導を行っており、その中で、管理栄養士等の未配置施設に対しては、適切な栄養管理、アレルギーへの個別対応及び適切な食形態での食事の提供等を行うため、配置の必要性を伝えた。 ○特定給食施設等に対する栄養管理指導 令和2年度 実施施設 186施設 (対象施設813施設 R2.11栄養管理状況報告書より)	特定給食施設数及び管理栄養士等の配置施設数、配置割合ともに昨年度より増加した。 令和元年度 特定給食施設数 469施設 配置施設数 356施設 割合75.9% 令和2年度 特定給食施設数 470施設 配置施設数 363施設 割合77.2%	管理栄養士等を配置している特定給食施設の割合	80% (2022年度まで)	77.2%	管理栄養士等の専門職の配置により、適切な栄養管理及び個々の状態に対応した食事提供のほか、災害時の適切な栄養管理及び食支援が可能となる。 管理栄養士等の給食施設への配置は、県民の食の安全・安心につながることから、保健所と連携し、引き続き未配置施設に対し、配置を促していくことが必要である。	がん対策・健康長寿日本一推進課	P34
56	安全・安心な農産物の生産等に関する研修の実施	【新規就農支援研修】 ・期 日:令和2年6月4日、7月9日、11月11日(各90分) ・場 所:農林大学校緑風館 ・受講者:新規就農予定者46名 ・内 容:病害虫概論及び農薬安全使用等に関する講義を行った。 【働きながら学ぶ農業入門講座】 ・期 日:6月～11月 ・場 所:稲作コース 川西町交流館及びSEADS 野菜コース SEADS 果樹コース 天童市民文化会館 ・受講者:稲作コース22名、野菜コース10名、果樹コース35名 ・内 容:各コースの講座の中で、病害虫防除及び農薬安全使用等に関する講義を行った。	2つの研修で113名が受講し目標を達成した。病害虫防除及び農薬安全使用に関する講義を通し、安全な農産物生産に関する理解が図られた。	受講者数	100名	113名	令和3年度も2つの研修を実施し、安全な農産物の生産に関する理解を深める予定である。	農政企画課	P35

(2) 県民への情報提供の推進

No.	項目	R2実施状況	R2の評価 (目標の達成状況)	目標値等			今後の課題等(R3)の取組み等)	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
57	県のホームページ等食の安全・安心に関する情報発信の充実	県のホームページ等で情報発信を実施。 ※ホームページ掲載情報 各種検査の結果、食品の回収情報、食中毒情報等	県ホームページ「食の安全・安心の取組み」において一元的に情報を提供した。	機会をとらえた情報発信	100%	100%	継続して情報提供を行っていく。 https://www.pref.yamagata.jp/020071/kurashi/shoku_anzen/torikumi/torikumi.html	食品安全衛生課	P36
58	食の安全ほっとインフォメーション事業	消費者に適時適切な情報を提供するため、食品販売等や市町村の協力を得て、スーパー等の店頭や公民館等の登録施設に食の安全に関する情報を掲示した。令和2年度は13情報を掲示。	協力事業者の拡大を図るため、直売所等へ働きかけを行ったが、目標値を下回った。	登録施設数	350施設 (2020年度まで)	334施設	年12回以上の情報発信を行うとともに、掲示箇所の拡大を図り、より多くの県民に食の安全・安心に関する的確な情報を提供する。	食品安全衛生課	P36
59	消費者にわかりやすい農業情報及び農産物情報の提供	・総合的な農業情報を発信する「やまがたアグリネット」、農産物の旬の状況等を発信する「村山旬の市(村山総合支庁農業技術普及課)」で積極的に情報を発信した。	・「やまがたアグリネット」では、農業情報を毎月掲載、農産物の安全性を確保するための対策や取組みを掲載した。 ・「村山旬の市」では、「エコな情報」というページでエコファーマーの取組み等の情報を消費者・実需者に対し、発信している。	—	—	—	・「やまがたアグリネット」で継続的な情報発信を行う。 ・総合支庁と連携した各種農業情報の発信を行う。	農業技術環境課	P36
60	食の安全・安心ネットワーク	市町村に対する迅速な情報の提供を図るため、市町村に電子メールを活用し、情報提供を行った。	全35市町村に対し、食中毒事件の情報や食中毒に関する注意喚起及び食品の不適正表示事項について情報提供ができた。	—	—	—	積極的かつ迅速な情報提供を行っていく。	食品安全衛生課	P36
61	健康食品の情報提供	健康食品及び健康食品による被害事例等について、県のホームページで情報提供していく。	厚生労働省から使用を控えるよう注意喚起があった健康食品の情報についてホームページに掲載した。	機会をとらえた情報発信	100%	100%	積極的かつ迅速な情報提供を行っていく。	食品安全衛生課	P36
62	きのこ食中毒予防月間における啓発【再掲】	基本方針Ⅱ(2) No.39参照						食品安全衛生課	P37
63	フェイスブック等様々な手段を通じた情報の発信	SNSを活用した情報発信を実施した。	SNSで食中毒の注意喚起等を行った。	機会をとらえた情報発信	100%	100%	継続して情報提供を行っていく。	食品安全衛生課	P37